

資料

保存期間：5年

(令和10事務年度末)

令和5年8月30日

第6回 国税庁保有行政記録情報を用いた 税務大学校との共同研究に関する有識者会議 (持ち回り開催)

国税庁

本日の資料内容

第2期既採択研究における申出内容の変更について

第2期既採択研究における申出内容の変更について

- 採択研究代表者から、税務データと照合を行うデータの追加の申出があったため、ガイドラインの規定に則り、ご意見賜りたい。

第9 利用後に申出書の記載事項等に変更が生じた場合

1 利用者の都合により変更が生じた場合の手續

国税庁による承諾がなされた申出書に係る記載事項について、利用者の都合により変更が生じた場合は、次のとおり対応する。

(1) 有識者会議の審査を要しない変更

国税庁が認めた利用目的、要件に影響を及ぼさないと判断される次のような変更が生じた場合は、代表者になっている申出者は所属等変更届出書に変更事項を記載の上、直ちに国税庁に届け出る。

- ① 利用者に関する申出内容（氏名等）に変更が生じた場合
- ② 利用者の人事異動等に伴い所属機関に関する申出内容（所属機関名等）に変更が生じた場合
(以下略)

(2) 有識者会議の審査を要する変更

(1)以外の場合は、再度審査を行う必要があるものとし、申出者は、原則として改めて申出書を提出するものとする。ただし、申出書の記載事項のうち1項目のみを変更する場合は、記載事項変更依頼申出書により申出を行うことができる。

国税庁は、記載事項の変更の申出を受けた場合は、当該申出の審査を第6の規定に準じて行い、その承諾・不承諾について第7の規定に準じて代表者になっている申出者に通知する。

(以下略)

第6 利用申出に対する審査・決定

1 個票データ等利用申出に関する審査・決定

個票データ等の利用申出に係る審査は、申出者が提出する第5に定める書類及び2に定める審査基準に基づき、有識者会議に助言を求めた上で、国税庁において行う。有識者会議は、国税庁の求めに応じて審査を実施し、その終了後に意見を取りまとめて国税庁に提出するが、最終的な個票データ等の利用の諾否は国税庁が決定する。

(以下略)

第7 審査結果の通知

国税庁は、代表者になっている申出者に対して、文書により個票データ等の利用の諾否について通知する。

(以下略)